

時事新報

明治十八年四月廿四日
（西曆一千八百八十五年）
第九百五十一號
日曜日休刊

時事新報定價

（日曜日休刊）
一月月金六十錢 三月月金一百六十錢 六月月金三百六十錢 一年月金六百六十錢
○一頁以上六十錢 二頁以上九十錢 三頁以上一百二十錢 四頁以上一百五十錢 五頁以上一百八十錢 六頁以上二百錢 七頁以上二百三十錢 八頁以上二百六十錢 九頁以上三百錢 十頁以上三百六十錢 十一頁以上三百九十錢 十二頁以上四百二十錢 十三頁以上四百五十錢 十四頁以上四百八十錢 十五頁以上五百錢 十六頁以上五百三十錢 十七頁以上五百六十錢 十八頁以上六百錢 十九頁以上六百三十錢 二十頁以上六百六十錢
○一頁以上六十錢 二頁以上九十錢 三頁以上一百二十錢 四頁以上一百五十錢 五頁以上一百八十錢 六頁以上二百錢 七頁以上二百三十錢 八頁以上二百六十錢 九頁以上三百錢 十頁以上三百六十錢 十一頁以上三百九十錢 十二頁以上四百二十錢 十三頁以上四百五十錢 十四頁以上四百八十錢 十五頁以上五百錢 十六頁以上五百三十錢 十七頁以上五百六十錢 十八頁以上六百錢 十九頁以上六百三十錢 二十頁以上六百六十錢

時事新報廣告

（前號）
○一頁以上六十錢 二頁以上九十錢 三頁以上一百二十錢 四頁以上一百五十錢 五頁以上一百八十錢 六頁以上二百錢 七頁以上二百三十錢 八頁以上二百六十錢 九頁以上三百錢 十頁以上三百六十錢 十一頁以上三百九十錢 十二頁以上四百二十錢 十三頁以上四百五十錢 十四頁以上四百八十錢 十五頁以上五百錢 十六頁以上五百三十錢 十七頁以上五百六十錢 十八頁以上六百錢 十九頁以上六百三十錢 二十頁以上六百六十錢

時事新報

政治家ノ移民

目下歐洲諸國ニテハ社會ノ秩序既ニ定マリ貧ニシテ志アルモノ世ノ繩墨ニ規ケルヲ難シトシテザルモノハ社會ノ氣風ニ制セラレテ其身ヲ安シ其說ヲ行フノ場所ヲ得ズ俯仰瞻盼我目前ヲ迷ルモノハ悉ク不平ノ體ニシテ痛憤自カラ禁スル能ハズ特ニ近來教育ノ普及スルモノハ人生ヲ知ルハ憂患ノ始ムニテ世事ヲ憂憂スル人大ニ増シ世ヲ憤リ時ヲ慨シ憤腹ノ不平ヲ奮ラシテ世ヲ終ルモノ少ナカラズ即チ近年歐洲ニテ政治ノ改革ヲ企テ事成ラズシテ他國ニ潛匿スルモノ多キ所以ナラン近頃千八百八十三年獨逸無名氏ノ著述ニ係ル歐洲文明多倫ト題スルモノヲ見ルニ其中一有「憲法ノ傳作」ト題スルモノヲ見ルニ其中一有「モノア」ト云々其大意ヲ左ニ掲ケレバ

はんす先生ノ傳
はんす先生ハ歐洲某國ノ産ナリ成童學校ニ入リ法律ヲ學ビ業成ルノ後代官師ト爲ラントスレド官許ヲ得ザル可クテ蓋シテ歐洲ノ習慣ニテ執事トシテハ官許ヲ要スズ代官師ト爲ルニハ官許ヲ要ス然カモ代官師トシテハ人ヲ指シテ執事トシテハ人ヲ指サスレトハ其害一ナリ是ニ於テ先生ノ不平知ル可キナリ先生年既ニ冠冠ニ及ビニ歴遊シテ其學識ヲ長シセリテ欲スシテ一兵兵進出ニ當ルハ先生執事兵籍ニ入り人生ノ自由其一半ヲ奪フヘリ居常快ヤトシテ樂マズ偶々偶々遊シテ婦女ト結ビ遠シ感徳ヲ通スルコト得タレハ身兵籍ニ在リテ以テ迎ヘテ妻ト爲スト能ハズ是ニ於テ先生ノ不平知ル可キナリ其後先生兵役ヲ免カレシメ自由ノ身ト爲リシレバ家屋ヲ市街ニ新築シテ將ニ酒店ヲ開カントス面シテ家屋新築ノ官許ヲ得ザル可ク先生以テ市街ノ公衆ノ市街ナリ中ニ家屋ヲ築クハ官許ヲ得ザル可クストスレモ我野外ノ所ヲ築クナラハ家屋ノ有無他ノ關係ナシ故官許ヲ得ザルモ亦可ナラン面シテ國法ノ官許ニカキナリ先生家ニ商品アリ日曜日ニ當テ之ヲ販賣セントシタルニ拘引ノ上罰金ナシトシテ先生ノ居處

聞、頗ル夜眠ヲ爲スニ因ニ終夜戸ヲ開テ臥シタルニ警官來テ嚴ニ之ヲ禁シテ是ニ於テ先生ノ不平知ル可キナリ、一日隣翁某實ニ謀ヲ抱キ維テ先生ノ土地ニ結ビテ先生其無法ヲ怒リ之ヲ法廷ニ訴ヘタルニ法廷ニテ解ケザルコト數月、原告ノ申分ハ立テタルニ其入費ヲ算シタルニ殆ソシ其地價ノ二十倍ニ上リタリ先生或ル時觀古美術館ニ到リねすさん時代ノ圖書ヲ鑑覽セシニ其中ニ奇異ノ衣服ヲ着スルモノアリ先生見テ深ク之ヲ愛シ之レニ撫摩シテ新衣服ヲ穿テ氣得々之ヲ着セテ外出シタルニ忽チ警官ノ颯實スル所爲レリ他日先生同友會シテ俱樂部ヲ結ビ政治法律ヲ論シテタルニ警官來テ其名簿ヲ調査セリ爾後解散シ可キ旨ヲ命シタリ是ニ於テ先生ノ不平知ル可キナリ、先生百事志ヲ得ズ俯仰瞻盼ノ中歲月荏苒宿昔青雲ノ志モ今ハ頭髮ト共ニ灰ノ如ク逝キ北亞米利加ノ天ヲ眺メテ其自由ヲ欲スツ、アル間ニ其妻一日病ニ罹リテ死セリ先生曰ク是レ種種ノ妻我レ割愛ニ忍ビザルナリト乃チ之後園變樹ノ下ニ葬リタルニ警官百雷ノ大喝ハ忽チ先生ノ頭上ニ響キ死體ヲ一私人ノ邸内ニ擲ルニ不持千萬ノ所爲ナリトテ先生ハ忽チ開シ得、死體ハ發掘ノ上驗視セラレ、ニ至リタリ先生妻ヲ失ヒ孤身孑々自カラ支ユル能ハズ一日市ニ往テ食ヲ乞フ警官先生ヲ拘留シ且ツ叱リテ曰ク汝、乞食ハ國家ノ禁制ナルヲ知ラザルカ先生答ヘテ曰ク知レリ、然レハ捕者其理由ヲ知ルカハ捕者ノ食ヲ乞フヲ敢テ人ヲ妨グズ唯默シテ我手ヲ出シ以テ慈善者ノ惠授ヲ待ツノト言未ダ畢フアルニ警官聲ヲ厲メテ之ヲ叱リ遂ニ八日間ノ禁錮ニ處セリ先生其後救濟病院ニ至リ罪囚同權ノ待遇ヲ受ケシガ一日途ニ當リ己ノ馬車ヲ擧テ過ケルモノニ過ヒタレバ身ノ零落ヲ愧ヂテ低頭禮志ヲ表シタルニ己ニ顧ミシテ去ルヲ見テ先生大ニ悲シ汝何ヲ無禮ナルヤト詰リタルニ己ニ之ヲ答ヘテ無禮ハ汝ノ致ス所ナリト放去シ去レリ先生不平胸ヲ發シテ能ハズ一夕意ヲ決シテ身ヲ河水ニ投シタルニ警官來テ之ヲ引キ上ケ故意自殺ノ廢ヲ以テ禁錮ニ處セラレ未ダ幾ハクナラズシテ其禁錮中ニ殺シタリ

右ハ歐洲志士ノ生涯ヲ代表記述セシモノニシテ事例少シシ極端ニ走リタルノ嫌ナキニ非ザレバ彼ノ黨無黨社會黨ナド稱スルモノ、經歷ニ就キ一々其心身ノ不平不滿ヲ數ヘテラハ或ハ右ノ事例ニ過ケルモノアルヤモ測リ難シ乃チ彼ノ不平黨等ガ近來類々政治上ノ改革ヲ企テ或ハ其改革ノ方便トシテ最モ激烈ナル武器ヲ使用シ政府機關ノ嚴ナル身本國ニ潛匿スル能ハズシテ他國ニ亡命スルモノ多キ所以ナラン斯クテ他國ニ亡命セシタルモノ今日ノ處ニテハ尙故鄉ノ國事ニ想テトシテ其功名立身ノ地ヲ異邦殊域ニ求ムルニ志ナキモノ、如ク

ナレハ事勢ノ自然、其地價ヲ文明國ニ求ムルニハ軍力之ヲ劣國ニ求ムルニ若カストノ懸格ヲ開クコトナシト云フ可クゾ例ハバ波ノ西伯利地方ノ鐵道ニ成就シ又露國ヨリ支那ノ背部ニ通ズルノ道路ヲ開クニ隨ヒ彼ノ虛無黨ノ如キモノモ漸ク其本國ヲ離レ其文明政府ニ敵スルノ武器ヲ抱テ支那ノ内部ナドニ進入シ一方ノ魁帥ト仰カル、杯ノ奇例モナキニ非ザル可シ又露國黨、ムウカニヤン黨其他歐洲ノ政治上ニ不平アル黨人コソテ永ク歐洲諸國ニ潛伏スルニ堪エズ亞細亞ニ亞米利加ニ南亞米利加ニ漸ク其遠征ヲ試シ又其地方ニ居留來住スル外裔等ト相結ビ據テ以テ功各立身ノ地ト爲ストモアヲハ優等國政治上ノ不平ハ之ヲ劣等國ニ視ストト爲リ劣等國人ノ地位ハ之ヲ從來ニ比較シテ一層ノ困難ヲ加フルトモ爲ラン故ニ劣等國人ハ今後優等國ヨリ移民シ來ル人民中ニ商アリ工アル其外ニ政治上ノ移民ト稱スル一種懼ル可キモノアルコト察シテ豫メ大ニ警戒スル所ナカル可クゾト信ズルナリ

○長野重罪裁判所 判事世良重德氏は去る廿日東京控訴裁判所に於て第二期長野重罪裁判長と命せらるるなり ○大和艦進水式 去る廿一日の本紙上は大和艦進水式云々電報を記載せしが愈來月一日として舉行する事と決定し東京より川村海軍卿及海軍將校は右臨場のため同地に出張する由又當日の大城鐵道將校及び近傍府縣長官等三百五十名餘を招待する筈に聞けり ○米國國會の閉場 米國國會は去月四日を以て閉場したる由國會が提出したる議案の数は一萬四千四百三十一件なりしが此中法律と云々もの之値五百四十八件ありと云ふ

○米國新聞員諸氏の傳 ヌリジランド氏が大統領の職に就き即時にハイロイド氏と國務卿に、マンニング氏と大藏卿に、エンゴット氏と陸軍卿に、ウキットト氏と海軍卿に、ラマール氏と内務卿に、シュラス氏と驛遞總長に、ガランド氏を検事長に、夫々任命して新入新内閣を組織せし由は既ハ本紙上に記載せし所なるが今來國の新閣より右諸新聞員七氏の略傳と聞出する事左の如し ○國務卿ハイロイド氏 (Hayward) トウマスコランズハイロイド氏の亞米利加の政治上に最老長く著名なりし一族より來りハイロイド家四世の執事も國會に於て好地位を占め且外交事務上に其名望を博せし人々ありハイロイド氏ハ千八百二十八年十月廿九日以後アフリカ州のウキルモンに生れ父之合衆國上院の議員にして氏は其第五子なり幼少の時父の膝下に在て教育を受け年十三に及んでロングアイランドのフランシングに行きフランシス エル ハックス氏門に入り其處に一兩年と過したり千八百四十三年氏の父の死ニヨウコトヘ連れ來り氏の親兄弟なるスナエルメルホルン氏の家に入れば商賣取引上に關する帳簿の取扱方を見習はしめられたれば氏は喜んで之に従事し其處にて大に實地の事務を覺へ夫よりフランシングに移りモリスワルン氏に家を立て更に事務取扱に熟練を増したり、千八百四十八年氏が二十歳の時、氏の長兄某が病死せし

ニ付アラツ州の家に歸營繼せしらば千八百五十七年父と共に訴訟事務を扱て毎度訴訟に勝ちたりは續かり千八百五十三年に到りて其時が一年よりしてフランシングに移り其其社會社を設立し是迄カメン氏の死去せよとして五十八年氏は再び本國ニ歸りたり、是時に當りして専ら代官の事務ヲ助げ要せしを以て氏せり南北戰爭の時に黨事務頗る繁忙なりしがウキットト氏を保護せんとい民兵隊を組織シテ氏は擧げて其指揮官ウキットトに於て彼の有名な演説者の一人なり此時以て其後大統領改選の期演説を引き氏は決して大衆とて毎々之を妨げたり歴史と研究し且何世事に際して政治家の名と六十九年アラツ州より時元老院に代議士院に共ニ入りウキルランド、ツラリ氏は元老院に入りく々の名を博し其進ぶる所ありとて元老院中共和黨ニ氏は常に其職務を勉責委員に擧げられ其責任ヲ負つたるとして其後共和黨の正進を守るべきを主張のこゝと就き盡力する所ありて終始之を變ぜざりハルナモールの銀行者 (Toune) を娶りて三男六女百七十七年氏ハハイロイド受け其後一年を経て東春十九年の秋歸國せしが其時大ニ款待せられたりと云ふ ○森有禮氏の演説 氏は其所へ赴き演説したるに付時府會議員及び衆議院議員、四區長君の演説しる大意と聞は

はんす先生ハ歐洲某國ノ産ナリ成童學校ニ入リ法律ヲ學ビ業成ルノ後代官師ト爲ラントスレド官許ヲ得ザル可クテ蓋シテ歐洲ノ習慣ニテ執事トシテハ官許ヲ要スズ代官師ト爲ルニハ官許ヲ要ス然カモ代官師トシテハ人ヲ指シテ執事トシテハ人ヲ指サスレトハ其害一ナリ是ニ於テ先生ノ不平知ル可キナリ先生年既ニ冠冠ニ及ビニ歴遊シテ其學識ヲ長シセリテ欲スシテ一兵兵進出ニ當ルハ先生執事兵籍ニ入り人生ノ自由其一半ヲ奪フヘリ居常快ヤトシテ樂マズ偶々偶々遊シテ婦女ト結ビ遠シ感徳ヲ通スルコト得タレハ身兵籍ニ在リテ以テ迎ヘテ妻ト爲スト能ハズ是ニ於テ先生ノ不平知ル可キナリ其後先生兵役ヲ免カレシメ自由ノ身ト爲リシレバ家屋ヲ市街ニ新築シテ將ニ酒店ヲ開カントス面シテ家屋新築ノ官許ヲ得ザル可ク先生以テ市街ノ公衆ノ市街ナリ中ニ家屋ヲ築クハ官許ヲ得ザル可クストスレモ我野外ノ所ヲ築クナラハ家屋ノ有無他ノ關係ナシ故官許ヲ得ザルモ亦可ナラン面シテ國法ノ官許ニカキナリ先生家ニ商品アリ日曜日ニ當テ之ヲ販賣セントシタルニ拘引ノ上罰金ナシトシテ先生ノ居處

はんす先生ノ傳
はんす先生ハ歐洲某國ノ産ナリ成童學校ニ入リ法律ヲ學ビ業成ルノ後代官師ト爲ラントスレド官許ヲ得ザル可クテ蓋シテ歐洲ノ習慣ニテ執事トシテハ官許ヲ要スズ代官師ト爲ルニハ官許ヲ要ス然カモ代官師トシテハ人ヲ指シテ執事トシテハ人ヲ指サスレトハ其害一ナリ是ニ於テ先生ノ不平知ル可キナリ先生年既ニ冠冠ニ及ビニ歴遊シテ其學識ヲ長シセリテ欲スシテ一兵兵進出ニ當ルハ先生執事兵籍ニ入り人生ノ自由其一半ヲ奪フヘリ居常快ヤトシテ樂マズ偶々偶々遊シテ婦女ト結ビ遠シ感徳ヲ通スルコト得タレハ身兵籍ニ在リテ以テ迎ヘテ妻ト爲スト能ハズ是ニ於テ先生ノ不平知ル可キナリ其後先生兵役ヲ免カレシメ自由ノ身ト爲リシレバ家屋ヲ市街ニ新築シテ將ニ酒店ヲ開カントス面シテ家屋新築ノ官許ヲ得ザル可ク先生以テ市街ノ公衆ノ市街ナリ中ニ家屋ヲ築クハ官許ヲ得ザル可クストスレモ我野外ノ所ヲ築クナラハ家屋ノ有無他ノ關係ナシ故官許ヲ得ザルモ亦可ナラン面シテ國法ノ官許ニカキナリ先生家ニ商品アリ日曜日ニ當テ之ヲ販賣セントシタルニ拘引ノ上罰金ナシトシテ先生ノ居處